

建設事業者の皆様へ

建設工事等に係る「汚水」の排出を規制しています

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「条例」という）においては、第 123 条により建設工事等に係る遵守事項が規定されるとともに、建設工事等に伴い発生する汚水についても、第 125 条により基準が定められています。これは、建設工事等に伴う汚水による魚の浮上事故等を防止するためのものです。

事業者の皆様におかれましては、建設工事等に伴い発生する汚水を公共用水域へ排出する場合は、次のことに留意され、基準を遵守していただきますようお願いいたします。

1 建設工事等に伴い発生する汚水の基準（規則別表第 15（第 61 条関係））

項 目	基 準
1 外 観	異常な着色又は発泡が認められないこと
2 水素イオン濃度	5. 8 以上 8. 6 以下
3 浮遊物質量	1 2 0 ミリグラム／リットル
4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 ミリグラム／リットル

2 基準を超える汚水が発生する場合は、沈殿槽等を設置し、基準に適合するように処理してください。

3 基準に適合しない汚水を公共用水域に排出し、生活環境に影響を及ぼした場合は、罰則が適用されることがあります（条例第 158 条）。

このことについてご不明のことは、下記までお問い合わせください。

〔島しょ地域〕

東京都環境局
自然環境部水環境課河川規制担当

新宿区西新宿 2－8－1
(東京都庁第二庁舎 19 階中央)

電 話 0 3－5 3 8 8－3 4 9 4 (直通)
都庁代表 03-5321-1111 (内線) 42-655

〔多摩地域の町村部〕

東京都環境局
多摩環境事務所環境改善課水質担当

立川市錦町 4－6－3
(東京都立川合同庁舎 3 階)

電 話 0 4 2－5 2 5－4 7 7 1 (直通)

区や市の地域は、所在する区市の環境・公害部署